

平成 21 年度臭気判定士試験問題解答集において、問 16 の回答、解説を訂正いたします。
解答集の 17 ページを 次頁（2 枚目）のものに差し替えてください。

問 16 の C) の設問文の解釈について推敲しました結果、次のとおりと致します。

設問文

「市町村長は、悪臭原因物の環境基準が新たに定められた日から 1 年間は、当該環境基準が設定された地域内において事故時の応急措置を講ずべきことを命ずることができない」

既発行の解答集では、之を「正しい」としましたが、「誤り」であるということに訂正いたします。

「正しい」としてしまった理由は、次のとおりです。この理由を理解することも、法を解釈する上で役に立つので、一読願います。

悪臭に関する環境基準を決めることはとても難しいことである。しかし、「定められた日から・・・」と記載されているので、何らかの判断にて政府が決めたもの（決めることが出来た）と解釈し、次へ文面にすすみしました。ここで、注意しなければならないことは、この**環境基準を達成目標として具体的に排出基準（規制基準）を決め、そして、規制措置を行なう**のであって、環境基準値では規制は行なわない（行なえない）、ということである。命令は出来ないが、事故時の応急措置のため、勧告は出来ることにはなっている。

環境基準という用語は政治用語であるので、定義を正確に覚えなければなりません。
(2 枚目の差し替え書に定義の詳細を記載しています)

特に法に関する試験問題なので、このことについて厳格に判断しなければなりません。

設問文でもちいた「環境基準」という用語を、広義の意味で規制基準と解釈してしまうと、設問文は「正しい」ということになり、誤った答えとなってしまいます。

5. 正しい。 H. P25～27

「悪臭公害の主要な原因となっている物質であって、その大気中の濃度を測定しうるものとして、悪臭防止法施行令第1条の規定により、現在 **22 物質が特定悪臭物質として指定**されている」平成5年度にトルエン、キシレンなど 10 物質が追加されて以来、今日まで追加されていない。臭気指数規制の普及、測定法の未確立、他法での規制がふさわしい物質があることなどが追加されていない要因である。

【問16】 正答 3 (A,D,E)

A) 正しい。 H. P126

「規制地域内に事業場を設置しているものは、当該事業場において事故が発生し**悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず又は適合しない恐れが生じたときは**、直ちにその事故について**応急措置を講じ**、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならない」

B) 誤り。 H. P102～122

「規制地域内に事業場を設置している者は、当該地域の規制基準を遵守しなければならない」とする規定があるが、**状況を把握するために臭気指数等、必要な測定を行わなければならないという規定はない**。大気汚染や水質汚濁の場合と異なり、悪臭の場合には悪臭原因物を排出すれば容易に感知されるという特性がある。**基準値をオーバーしていても、苦情が発生していなければ、勧告の対象にはできない**（必要がない）

C) 誤り。 H. P38 日本大百科全書（小学館）

“環境基準”という用語は政治用語であり、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で**維持することが望ましい環境上の条件についての基準**」（環境基本法 16 条）である。現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の 4 種類について定められている。この環境基準を達成するために、個々の排出源に排出基準（規制基準）、公害防止計画など各種施策が講じられるのである。環境基準は環境行政の到達すべき目標であって、それ自体が発生源に対して法律的效果を持つものではない。環境基準を確保する努力義務（各種施策の実施など）を政府が負うという意味をもっている。環境基準の設定は中央環境審議会の審議を経て閣議決定、環境省告示によりなされる。法令の形式はとらない。環境基準は、経済活動への影響や政治的判断、社会情勢を熟慮して基準値を決定している。以上により、**環境基準値で規制（勧告や命令）することはない**ことが分かる。現在、悪臭に関しての環境基準はない。あえて言うなら、悪臭苦情が発生しない生活環境ということになるが、苦情発生原因は複雑であるため決めることは難しい。（自然的・社会的条件によるところが大である）

D) 正しい。 H133

「市長村長は、住民の生活環境を保全するため、規制地域における大気中の特定悪臭物質の濃度または大気の臭気指数について必要な測定を行わなければならない」
法第十一条の条文そのものである。